

大地震時の電気火災の発生抑制に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と旭化成ホームズ株式会社 住宅事業神奈川本部（以下「乙」という。）は、大地震時の電気火災の発生抑制に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大地震時の電気火災対策として、感震ブレーカーの普及を促進し、市街地における火災延焼リスクを低減することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携・協力するものとする。

（1）感震ブレーカーの設置促進に関すること

（2）感震ブレーカーの必要性の説明に関すること

（報告）

第3条 乙は、前条に基づき協力を実施した場合は、甲の求めに応じて、次に掲げる事項を報告するものとする。

（1）感震ブレーカーの設置実績

（2）その他必要な事項

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙において押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-5
クイーンズタワーC棟14階
旭化成ホームズ株式会社 住宅事業神奈川本部
本 部 長